

忠岡町防災行政無線局管理運用規程

改正 平成12年12月29日規程第4号

(趣旨)

第1条 この規程は、忠岡町防災行政無線局(以下「防災行政無線局」という。)の管理及び運用に関し、電波法(昭和25年法律第131号。以下「法」という。)及び関係法令等に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 無線局 無線設備及び無線設備の操作を行う者の総体をいう。
- (2) 無線従事者 無線設備の操作を行う者であって、総務大臣の免許を受け、かつ、当該無線設備を操作する資格を有する者をいう。
- (3) 親局 特定の2以上の受信設備に対し、同時に同一の内容の通報を送信する無線局をいう。
- (4) 子局 親局の通信の相手方となる受信設備をいう。

(防災行政無線局の配置)

第3条 無線局の配置は、別表のとおりとする。

(総括管理者)

第4条 無線局に、総括管理者を置く。

- 2 総括管理者は、無線局の管理及び運営を総括し、総括責任者を指揮監督する。
- 3 総括管理者は、町長とする。

(総括責任者)

第5条 無線局に、総括責任者を置く。

- 2 総括責任者は、総括管理者の命を受け、管理責任者を指揮監督する。
- 3 総括責任者は、防災事務を所管する部長をもって充てる。

(管理責任者)

第6条 無線局に、管理責任者を置く。

- 2 管理責任者は、総括責任者の命を受け、無線局の管理及び運用の業務を所掌するとともに、日常の運用管理を行うものとする。
- 3 管理責任者は、防災事務を所管する課長をもって充てる。

(通信担当者)

第7条 無線局に、通信担当者を置く。

- 2 通信担当者は、法第40条第1項の資格を有するもののうち、同法第51条に基づき町長が無線従事者として選任を届け出た者をもってこれに充てる。
- 3 通信担当者は、管理責任者の指示を受け、無線局の管理及び運用の業務を分掌する。

(備付書類)

第8条 管理責任者は、法令及び関係法令等に基づく業務関係書類を管理及び保管する。

- 2 無線業務日誌は、定期的に管理責任者の閲覧を受けるものとする。

(無線従事者の届出)

第9条 総括管理者は、無線従事者に異動が生じたときは、法第51条の規定により、速やかにその旨を近畿総合通信局長に届け出なければならない。

(無線設備の保守点検)

第10条 総括管理者は、無線設備の正常な機能維持を確保するため、定期的に保守点検を行う。

(通信訓練)

第11条 総括責任者は、非常災害の発生に備え、通信機能の確認及び通信運用の習熟を図るため、定期的な通信訓練を実施するものとする。

(通信事項等)

第12条 無線局により通信する事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 地震、台風等の非常事態に関する予報及び警報
- (2) 行政事務に関する事項
- (3) その他必要と認められる事項

2 通信に使用する用語は、できる限り簡潔にしなければならない。

(通信の申込み)

第13条 通信する場合の手続は、次の各号の定めるところによる。

(1) 各所属長は、所管する事務で住民に周知する必要があるものについて、防災行政無線により通信する場合は、防災行政無線通信依頼書(別記様式)を管理責任者に提出しなければならない。

(2) 緊急を要する場合は、口頭により届出を行うことができる。

(3) 管理責任者は、提出された通信依頼書の内容を検討し、通信の可否を決定するものとする。

(通信統制)

第14条 総括責任者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、情報の円滑かつ効率的な伝達を図るため、通信順序の指定を行う等、通信統制を行うものとする。

2 事故その他の理由により、総括責任者が前項の通信統制を行うことができないときは、管理責任者が通信統制を行うものとする。

(委任)

第15条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、総括責任者が別に定める。

附 則 略

別表（第3条関係）

種 別	局 名	設 置 場 所
親 局	忠岡町役場（ぼうさいただおか）	忠岡町忠岡東1丁目34番1号
子 局	1（高月北局）	忠岡町高月北2丁目20番地
	2（高月南局）	忠岡町高月南2丁目8番地
	3（北出局）	忠岡町北出2丁目10番地
	4（馬瀬局）	忠岡町馬瀬2丁目17番地
	5（忠岡東3丁目局）	忠岡町忠岡東3丁目2番地
	6（忠岡北1丁目局）	忠岡町忠岡北1丁目3番7号
	7（忠岡南1丁目局）	忠岡町忠岡南1丁目18番17号
	8（忠岡中2丁目局）	忠岡町忠岡中2丁目4番12号
	9（忠岡北2丁目局）	忠岡町忠岡北2丁目7番地
	10（忠岡南3丁目局）	忠岡町忠岡南3丁目10番地
	11（新浜1丁目局）	忠岡町新浜1丁目2番6号
	12（新浜2丁目局）	忠岡町新浜2丁目5番地

別記様式（第13条関係）

決 済	管 理 責 任 者		通 信 担 当 者	
--------	-----------------------	--	-----------------------	--

年 月 日

管理責任者 様

所属課
課 長

防災行政無線通信依頼書

放送（予定）日時	年 月 日（ 曜日）
	（ 時 分）（ 時 分）（ 時 分）
放送（予定）地域	全 域
	1・2・3・4・5・6・7・8・9・10・11・12 地域
放 送 文	

同様の内容で、数回通信する場合は、変更して通信する内容を解るように記入してください。

放送地域欄の数字は、次のとおり子局の位置を表しています。

- | | | |
|------------|------------|----------------|
| 1 高月向井田公園 | 2 高月集会所 | 3 北出2丁目宮の前線 |
| 4 東忠岡小学校 | 5 東3丁目児童遊園 | 6 公立忠岡病院 |
| 7 文化会館 | 8 竹林氏宅敷地内 | 9 北2丁目中央線 |
| 10 東洋紡績敷地内 | 11 新浜集会所 | 12 クリーンセンター敷地内 |